平成２４年（ヒ）第１０１号
鹿児島県奄美市名瀬小浜町27番６号
清算株式会社　株式会社南陽商事
代表清算人　淺井　　茂
1　決定年月日　平成24年９月26日
2　主文　清算株式会社につき特別清算の開始を命ずる。
鹿児島地方裁判所名瀬支部

特別清算協定認可

平成２４年（ヒ）第２号
大分市金池町１丁目１番１号
清算株式会社　株式会社大分交通観光社
代表清算人　髙橋　道広
1　決定年月日　平成24年９月27日
2　主文　次の協定を認可する。
協定
１　清算株式会社は、協定債権者大分交通株式会社に対し、本協定の認可の確定した日から１か月以内に、金695,701円を弁済する。
２　協定債権者大分交通株式会社は、前項の金員の弁済を受けたときは、清算株式会社に対し、協定債権の総額から弁済額を控除した残額につき、その債務を免除する。
以上
大分地方裁判所民事第１部

更生手続終結

平成２１年（ミ）第１８号
東京都港区西新橋１丁目１番15号
更生会社　パシフィックホールディングス株式会社
管財人　田端　仁一
平成２１年（ミ）第１９・２０号
東京都港区西新橋１丁目１番15号
更生会社　株式会社パシフィック・プロパティーズ・インベストメント
管財人　田端　仁一
1　決定年月日　平成24年９月28日
2　主文　本件更生手続を終結する。
3　理由の要旨　更生計画の定めによって認められた金銭債権総額の３分の２以上が弁済され、更生計画に不履行が生じていない。
東京地方裁判所民事第８部

平成２２年（ミ）第１３・１４号
長野県茅野市北山4028番地ロ
更生会社　株式会社蓼科グランドホテル
管財人　綾　　克己
1　決定年月日　平成24年９月28日
2　主文　本件更生手続を終結する。
3　理由の要旨　更生計画が遂行された。
東京地方裁判所民事第８部

監 督 命 令

平成２４年（再）第５号
神戸市灘区摩耶埠頭２番地３
再生債務者　神港パレットサービス株式会社
1　主文　再生債務者について監督委員による監督を命ずる。
2　監督委員　神戸市中央区中町通２丁目３番２号神戸駅前ツインビル６階　みなと法律事務所　弁護士　中山　稔規
3　再生債務者が次に掲げる行為をするには、監督委員の同意を得なければならない。ただし、再生計画認可決定があった後は、この限りでない。
⑴　再生債務者が所有又は占有する財産に係る権利の譲渡、担保権の設定、賃貸その他一切の処分（常務に属する取引に関する場合を除く）
⑵　再生債務者の有する債権について譲渡、担保権の設定その他一切の処分（再生債務者による取立てを除く）
⑶　財産の譲受け（商品の仕入れその他常務に属する財産の譲受けを除く）
⑷　貸付け
⑸　金銭の借入れ（手形割引を含む。）及び保証
⑹　債務免除、無償の債務負担行為及び権利の放棄
⑺　別除権の目的である財産の受戻し
平成24年９月26日
神戸地方裁判所第３民事部

平成２４年（再）第１号
島根県邑智郡邑南町日和216番地３
再生債務者　伊達　一樹
1　主文　再生債務者について監督委員による監督を命ずる。
2　監督委員　島根県浜田市浅井町1580　第２龍河ビル６階　法テラス浜田法律事務所　弁護士　山田　明弘
3　監督委員の同意を得なければ再生債務者がすることができない行為として、次のものを指定する。
⑴　再生計画認否の決定までにする場合における次の行為（ただし、常務に当たるものを除く。）
ア　再生債務者が所有する不動産その他の財産に係る権利の譲渡、担保権の設定、賃貸その他の一切の処分
イ　再生債務者の有する債権について譲渡、担保権の設定その他の一切の処分（再生債務者による取立てを除く。）
ウ　財産の譲受け
エ　貸付け（手形割引を含む。）
オ　金銭の借入れ（手形割引を含む。）及び保証
カ　民事再生法49条１項の規定による契約の解除
キ　訴えの提起及び民事保全、調停、支払督促の申立て並びにこれらの取下げ
ク　和解及び仲裁契約
ケ　債務免除、無償の債務負担行為及び権利の放棄
コ　取戻権、共益債権及び一般優先債権の承認
サ　別除権の目的である財産の受戻し
⑵　再生計画認可の決定後にする場合における次の行為
ア　重要な財産の処分及び譲受け
イ　多額の借財
⑶　再生手続廃止又は再生計画不認可の決定後にする場合における次の行為（常務に当たるものも含む。）
ア　⑴のアに掲げる行為
イ　再生債務者の有する債権について譲渡、担保権の設定その他の一切の処分（再生債務者による取立てを含む。）
ウ　⑴のウからサに掲げる行為
平成24年９月26日　松江地方裁判所浜田支部

再生手続開始

平成２４年（再）第２号
北海道登別市新栄町１番地18
再生債務者　株式会社和田工務店
代表者代表取締役　和田　浩一
1　決定年月日時　平成24年９月28日午後３時
2　主文　再生債務者について再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　平成24年10月19日まで
4　再生債権の一般調査期間　平成24年11月16日から平成24年11月30日まで
札幌地方裁判所室蘭支部

平成２４年（再）第２号
岐阜市鏡島精華１丁目３番11号
再生債務者　合資会社松井八五郎商店
1　決定年月日時　平成24年９月28日午前10時
2　主文　再生債務者について再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　平成24年10月26日まで
4　再生債権の一般調査期間　平成24年11月26日から平成24年12月７日まで
岐阜地方裁判所民事部

平成２４年（再）第１２号
大阪市中央区南船場２丁目５番８号、旧本店所在地大阪市阿倍野区阿倍野筋５丁目９番27号
再生債務者　吉野教育図書株式会社
1　決定年月日時　平成24年９月27日午後５時
2　主文　再生債務者について再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　平成24年11月１日まで
4　再生債権の一般調査期間　平成24年12月11日から平成24年12月25日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（再）第３号
愛媛県東温市田窪660番地３
再生債務者　株式会社山本製作所
1　決定年月日時　平成24年９月28日午後５時
2　主文　再生債務者について再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　平成24年10月31日まで
4　再生債権の一般調査期間　平成24年11月22日から平成24年11月30日まで
松山地方裁判所民事部

書面による決議に付する決定

平成２３年（再）第１号
島根県出雲市荒茅町2808番地１
再生債務者　有限会社はら屋
1　決議に付する再生計画案　平成24年８月17日付け再生債務者提出の再生計画案
2　書面投票期間　平成24年11月５日まで
平成24年９月28日　　松江地方裁判所民事部